

6月9日（月曜日）午前9時30分開議

議 事 日 程 （ 第 1 日 ）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議会改革推進に関する事務調査について（議会改革推進委員長報告）
- 第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第8 議案第23号 北方町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第9 議案第24号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第10 議案第25号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第11 議案第26号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第12 議案第27号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第13 議案第28号 北方町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第14 議案第29号 財産の処分について（町長提出）
- 第15 議案第30号 財産の取得について（町長提出）
- 第16 議案第31号 工事請負契約の締結について（町長提出）
- 第17 議案第32号 工事請負契約の締結について（町長提出）
- 第18 議案第33号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第19 議案第34号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第20 議案第35号 令和7年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで

出席議員 (9名)

1 番	古 野 裕美子	2 番	朝 日 智 哉
3 番	河 村 正 通	4 番	石 井 伸 弘
6 番	杉 本 真由美	7 番	安 藤 哲 雄
8 番	鈴 木 浩 之	9 番	安 藤 浩 孝
10番	井 野 勝 已		

欠席議員 (なし)

欠 員 (5 番)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 部 哲 哉	教 育 長	名 取 康 夫
教 育 次 長	山 路 康 代	総務危機管理課長	山 田 潤
政策財政課長	浅 野 浩 一	税 務 課 長	木野村 英 俊
住民保険課長	郷 展 子	福祉子ども課長	衣 斐 武 宜
健康推進課長	横 田 紀 彦	都市環境課長	宮 崎 資 啓
上下水道課長	木野村 和 明	教育総務課長	北 中 龍 一
会 計 室 長	高 崎 健 一		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	濱 口 晴 美	議 会 書 記	平 工 峻 也
議 会 書 記	石 崎 啓 明		

○議長（井野勝巳君） では、改めまして皆さん、おはようございます。

全員出席をいただきまして、御苦労さんでございます。

では、ただいまから令和7年第2回北方町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番 杉本真由美君及び7番 安藤哲雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（井野勝巳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（井野勝巳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から、例月出納検査の結果、岐阜県町村議会議長会などの報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（濱口晴美君） それでは、3月定例会以後の報告をさせていただきます。

3月19日、4月16日及び5月21日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計、下水道事業会計、委託会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった旨の報告がありました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

3月26日、臨時総会及び令和6年度第4回評議員会がOKBふれあい会館で開催されました。

臨時総会では、欠員となっていた副会長に揖斐郡揖斐川町議長 大西恵子氏が選任されました。

また、評議員会では、定期総会や理事会などの令和7年度における年間事業計画や研修計画などが協議され、令和7年度の予算、歳入歳出を1,276万8,000円とすることについて、それぞれ原案どおり可決されました。そのほかに、財政調整積立基金の運用について、正・副議長研修会の

講師について、今後の会議予定などが了承されました。

6月2日には臨時総会及び令和7年度第1回評議員会がOKBふれあい会館で開催されました。

臨時総会では、岐阜県町村議会議長会役員の選任が行われ、会長に揖斐郡揖斐川町議長の大西恵子氏、副会長に不破郡関ヶ原町議長の松井正樹氏並びに大野郡白川村議長の森崎敏克氏が選任されました。そのほか、理事に養老郡養老町議長の早崎百合子氏、加茂郡七宗町議長の福井徳一氏、監事に羽島郡笠松町議長の伏屋隆男氏、可児郡御嵩町議長の沢まり子氏がそれぞれ選任されました。

なお、任期は令和7年6月2日から令和9年5月31日までの2年間となっております。

次に、岐阜県町村議会議長会関係団体役員の選出がなされ、岐阜県市町村職員退職手当組合の議員として大西恵子会長が選任され、岐阜県市町村会館組合の議員も大西恵子会長が選任されました。

次に、公益財団法人岐阜県市町村振興協会の理事として大西恵子会長が選任され、評議員として松井正樹副会長が選任されました。

臨時総会に続いて評議員会が行われ、町村議会正・副議長研修会の講師については、元総務大臣、元岩手県知事の増田寛也氏に依頼することとし、10月までの会議予定などが決定されました。

以上、報告をいたしました会議などの資料は事務局に保存してありますので、御覧いただけますとよろしいかと思います。

以上、諸般の報告を終わります。

○議長（井野勝巳君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（井野勝巳君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） おはようございます。

それでは、行政報告の前に一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まずもって、6月定例会ということで、議員皆さんにおかれましては、何かと御多用のところ、全員の皆さんに御出席を賜り、誠にありがとうございます。

今定例会におきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、承認が2件、条例が6件、契約関係が4件、補正予算が3件の計15議案を提案しますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

さて、今年の北方まつりも好天に恵まれ、大盛況のうちに終えることができました。露店も近年にない70件ものお店が出店してくれたということで、大きくにぎわいの創出に貢献をしてくれました。また、申し上げるまでもなく、祭りの一番の見どころは宵闇に行われる本みこしの練り歩きになりますが、北方まつりのクライマックスとして欠かせない祭りの代名詞となっております。しかし、ここのところつり手不足や資金面などから繰り出すみこしの数が減少してきており、

今年も17基中12基の練り歩きとなったところであります。この状況に、私としてはいささか危機感を抱かざるを得ないわけでありまして、伝統の北方まつりの灯を消さないためにも何とか盛り返していかなければならないと深く思っているところであります。今後はつり手の確保などに向けて、官民一体、町を挙げて取り組んでいく必要があると考えているところであります。

また、5月18日に行いました町民歩け歩け大会も、4年前から観光バスを導入し、遠方の観光地を散策するという方向へと変えたことで、北方町でも屈指の人気イベントとなりました。今年も彦根城周辺のハイキングということで、定員80名、先着順ということで募集を行いました、夕刻を待たずして即日完売となったところであります。結果として、予約できなかった方たちからは不満の声が多く寄せられ、来年はもっと定員を増やしてほしいという要望をいただいたところであります。

当日は私も遠足気分に参加をしてまいりましたが、天候に恵まれ、三十数年ぶりの彦根城や玄宮園をゆっくり散策できました。また、参加者の皆さんといろんな会話をすることができ、いいコミュニケーションが取れたと思っております。今後もこうした住民同士のつながりや交友関係のきっかけづくりとしての効果が期待できるイベントとして、さらに充実させていきたいと考えているところであります。議員皆さんもぜひ来年は御参加をいただき、住民とのつながりや見聞を広めていただけたらよろしいかと思っているところでございます。

また、5月の第3週に3回に分けて開催した町民対話集会であります、3会場で延べ150名ほどの参加者となりました。昨年から土曜日の開催も実施しておりますが、参加者の大半は職員であり、また一般の方も多くは例年どおりの顔ぶれということで、残念ながら代わり映えない集会となってしまいました。また集会では、町に対する質問や意見がある中、お褒めの言葉もいただくこともありました。町民の関心が低いことが難点ではありますが、この対話集会は住民の意見を直接聞くことができる唯一の機会であり、続けていきたいと考えております。今後もより多くの方に参加していただけるよう、より工夫を凝らしていきたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思います。

さて、最近の話題では、令和の米騒動ということで、連日のように米の販売価格や政府の備蓄米放出のニュースなどが米不足と絡めて報じられております。笑い話ではありませんが、この令和の時代に米泥棒が横行しているニュースに驚いているところでもあります。そもそも米不足の原因は、一昨年のもんしゅによる高温障害や昨年の南海トラフ地震の注意報による買いだめなどで需給バランスが崩れたため、最終的にはいわゆる消えた21万トンも含めて需給の差が44万トンにまで膨らんだことと言われております。また、備蓄米を放出しても価格が安定的に下がることはなく、効果は一時的なものになりそうだということでもあります。いずれにしても、このことは、現在までの米余りによる生産調整の政策に陰りが出ていることは明白で、今後の米不足を防ぐためにも抜本的な農政の再構築が必要だと評されているところであります。今や日本の食料問題は地政学リスクの高まりや気候変動、経済力の低下、農家数の急減など、構造問題を抱えており、厳しい環境にあることは間違いのないわけで、食料供給を持続可能なものにするためにも道筋を、

与野党とも損得抜きで将来を見据えた真摯な議論をしていただきたいと思いますと思っているところであります。

それでは、これより命により報告をさせていただきます。

まず、自治法に定められた議会への報告事項、令和6年度北方町一般会計繰越明許費繰越計算書及び令和6年度北方町下水道事業会計繰越計算書の報告を2件、及び岐阜地域児童発達支援センター組合議会の行政報告1件をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まずは、報告第1号 令和6年度北方町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用する繰越明許費については、別紙令和6年度北方町一般会計繰越明許費繰越計算書の記載のとおりであります。

その内容につきましては、款2総務費、項1総務管理費、事業名、令和7年物価高騰重点支援給付金事業6,510万6,000円、款4衛生費、項3上水道費、事業名、春來町1丁目地内配水管布設替え工事事業800万円、款9消防費、項1消防費、事業名、春來町1丁目地内配水管布設替え工事消火栓設置工事負担金事業85万円を本年度に繰越ししましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

なお、それぞれの事業につきましては、本年3月定例会におきまして議決をいただいた事業でございます。したがって、事業の詳細につきましては省略をさせていただきます。

次に、報告第3号 令和6年度北方町下水道事業会計繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用する建設改良費の繰越しについては、別紙令和6年度北方町上水道事業会計予算繰越計算書のとおりであります。

その内容につきましては、款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、配水管布設替え事業であります。歩道改良工事の進捗遅れに伴い工期を延長するもので、4,400万円を本年度に繰越しをしました。よって、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げます。

次に、令和7年第1回岐阜地域児童発達支援センター組合議会、通称ポッポの家であります、その定例会が過ぐる3月28日午後1時30分に岐阜市役所6階大会議室にて開催をされましたので報告をいたします。

提案された議案は1件で、第1号議案は、令和7年度岐阜地域発達児童センター組合一般会計予算についてであります。

主な内容は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1億3,444万3,000円とするもので、前年度より393万2,000円の減額予算となっております。

歳入の主なものは、加入市町の運営負担金で7,640万3,000円、給付費負担金等で2,769万9,000円であります。ほかに保険診療収入、福祉医療助成収入などで2,237万円、手数料、利子及び配当金、前年度繰越金などで797万1,000円となっております。

対しまして、歳出であります、増額の大きな要因となっております議会費が23万9,000円、職員9名分の給料や手当、施設の管理費等で1億1,577万4,000円、公債費316万5,000円、予備費

350万円が計上されております。

以上、御報告申し上げます。

〔発言する者あり〕

○議長（井野勝巳君） 時間がかかるの。

〔発言する者あり〕

○議長（井野勝巳君） 訂正をしますか、町長。

○町長（戸部哲哉君） はい、訂正させていただきます。

〔「休憩を入れますか」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 入れません。

町長。

○町長（戸部哲哉君） ただいま報告をさせていただきました承認事業でありますけれども、報告第3号と言いましたけれども報告第2号、そして、下水道事業会計と申し上げたようでありますけれども上水道事業会計の誤りということで訂正をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（井野勝巳君） これで行政報告を終わります。

日程第5 議会改革推進に関する事務調査について

○議長（井野勝巳君） 日程第5、議会改革推進に関する事務調査についてを議題といたします。

議会改革推進委員長の報告を求めます。

河村正通君。

○議会改革推進委員長（河村正通君） それでは、委員会報告をさせていただきます。

議会改革推進に関する事務調査について。

上記調査について、令和7年3月7日に委員会を開催し調査を行ったので、会議規則第73条の規定により次のとおり報告します。

1. 議長の一般質問について。

議長が一般質問を行うことは可能であり、今後も議長が一般質問を行う際には、その順番等について事前に申合せをして行っていくことを確認した。

2. 一般質問の執行部答弁書の配付について。

議会の総意ということではなく、各議員の方針に任せることとした。

3. 議会タブレット端末の導入について。

費用面について確認できたが、その費用に対する便益を明確にして検討していきたいので、効果、課題など他市町村等を参考にし、研究を進めることとした。

以上、報告します。

○議長（井野勝巳君） 議会改革推進委員長の報告を終わります。

委員長の報告のとおり了承することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長の報告のとおり了承することに決定をいたしました。

日程第 6 承認第 2 号及び日程第 7 承認第 3 号

○議長（井野勝巳君） 日程第 6、承認第 2 号から日程第 7、承認第 3 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、承認第 2 号、承認第 3 号の専決処分をさせていただきました 2 件につきまして、順次説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずは、承認第 2 号であります。

専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例の一部を改正する条例）であります。

地方税法等の改正に伴い所要の改正を行うもので、主に個人住民税については特定親族特別控除の創設に伴う所要の規定の整備等、固定資産税については新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用の所要の規定の整備等、軽自動車税種別割については二輪車の車両区分の見直し等、たばこ税については加熱式たばこに係る課税標準額について講じられる措置等の改正が令和 7 年 3 月 31 日に公布されましたが、令和 7 年 4 月 1 日からの施行であるため、議会を招集するいとまがないことが明らかでありましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、ここに報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第 3 号であります。

専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）であります。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、北方町国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ並びに国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額が改正されたが、令和 7 年 4 月 1 日からの施行とするため、議会を招集するいとまがないことが明らかでありましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、ここに御報告し、承認を求めるものであります。

以上、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第 2 号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定をいたしました。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。

これから承認第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定をいたしました。

日程第8 議案第23号から日程第20 議案第35号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第8、議案第23号から日程第20、議案第35号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、議案第23号から第35号まで順次提案の説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、議案第23号 北方町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い所要の改定を行うため、本条例を制定しようとするもので、主な改正内容は、新たな部分休業の取得パターンの多様化に関する整備や職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方が選択できるよう規定する整備及び上下水道職員の給与の減額に関する規定において、部分休業に該当する範囲に関する規定を整備するものであります。

続きまして、議案第24号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行い、本条例を制定しようとするもので、主な改正内容は、選挙長等の費用弁償額の改正で、選挙長、開票管理者の日額「1万800円」を「1万2,200円」に、投票所の投票管理者の日額「1万2,800円」を「1万4,500円」に、投票立会人の月額「1万900円」を「1万2,400円」に、期日前投票所の投票管理者の日額「1万1,300円」を「1万2,800円」に、投票立会人の月額「9,600円」を「1万900円」に、投票所の開票立会人、選挙立会人の月額「8,900円」を「1万100円」に改めるもの

であります。

続きまして、議案第25号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

国民健康保険税の税率等の改正を行うため、本条例を制定しようとするもので、主な改正内容は、所得割率の医療給付費分「6.88%」を「7.16%」に、後期高齢者支援金分「2.23%」を「2.36%」にし、介護納付金分「2.05%」を「2.09%」にし、均等割額では医療給付費「2万3,800円」を「2万6,200円」に、後期高齢者支援金分「9,500円」を「1万円」に、介護納付金分「1万3,200円」を「1万2,900円」に、平等割額では医療給付費分「2万400円」を「2万1,200円」に、後期高齢者支援金分「7,200円」を「7,400円」に、介護納付金分では「1,000円」を「2,000円」に改正するものであります。同様に、保険税の減額についても医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の税額等の減額についても税率及び増額、減額等、それぞれ改正するものであります。

続きまして、議案第26号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を改正する必要があるため、本条例を制定しようとするもので、主な改正内容は、経過措置期間の延長、保育内容支援に係る連携協力に関する見直し及び代替保育に係る連携協力に関する見直しであります。

続きまして、議案第27号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改正する必要があるため、本条例を制定しようとするもので、主な改正内容は、議案第26号と同様、経過措置期間の延長、保育内容支援に係る連携協力に関する見直し及び代替保育に係る連携協力に関する見直しであります。

続きまして、議案第28号 北方町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

建設業法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例を制定しようとするもので、主な内容は、省令の条ずれを改めるものであります。第3条第11号及び第4条第8号中「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び第2項」に改めるものであります。

続きまして、議案第29号 財産の処分について（使用済みGIGAスクール端末等）であります。

契約の目的であります。令和6年度末に行った第2期GIGAスクールの端末等の整備に伴い不要となった第1期GIGAスクール端末等の売却処分とするためであります。

処分する財産は、使用済みG I G Aスクール端末等で i P a d 1,665台であります。

契約の方法は、一般競争入札で行いました。

売払い価格は965万7,000円、売却の相手方は愛知県大府市柊山町3丁目33番地、リネットジャパンリサイクル株式会社、代表取締役 黒田武志であります。地方自治法第96条第1項第8号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第30号 財産の取得について（校務用パソコン等）であります。

契約の目的は、学校施設等で現在使用している校務系端末のOS、Windows10のサポートが終了することに伴い、Windows11に対応できる端末に入替えをするため、また、プリンターについても部品等の供給が終了し、修理対応ができなくなるため、入替えを行うものであります。

契約内容は、校務用パソコン158台、プリンター13台、拡大コピー機2台であります。

契約の方法は、指名競争入札としました。

契約の金額は2,288万円、契約の相手方は岐阜県岐阜市梅ヶ枝町2丁目31番地、西日本電信電話株式会社岐阜支店、支店長 立木祥平であります。地方自治法第96条第1項第8号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第31号 工事請負契約の締結について（飲料水兼用耐震性貯水槽設置工事）であります。

工事の目的であります。災害時における町民生活の維持、円滑な応急対策活動の際に必要な飲料水の確保を目的とし、飲料水兼用耐震性貯水槽を整備するものであります。

主な工事内容は、飲料水兼用耐震性貯水槽設置工事、地盤改良工事、接続配管工事、フェンス設置工事等であります。

契約の方法は、一般競争入札で行いました。

契約の金額は7,920万円、契約の相手方は岐阜県本巣市見延1430番地の8、森松工業株式会社、代表取締役 松久浩幸であります。地方自治法第96条第1項第5号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第32号 工事請負契約の締結について（北方町生涯学習センターホール棟空調設備改修工事）であります。

工事の目的であります。老朽化した生涯学習センターホール棟の空調設備を更新するためであります。

主な工事内容は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事であります。

契約の方法は、一般競争入札で行いました。

契約の金額は1億2,980万円、契約の相手方は岐阜県大垣市浅草3丁目27番地、日本空調サービス株式会社大垣営業所、所長 西尾省吾であります。地方自治法第96条第1項第5号及び北方

町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第33号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,126万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,126万2,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、補正予算書の第1表歳入歳出予算補正、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正のとおりであります。

歳出の主なものを述べさせていただきます。

款2総務費では、物価対応商品券事業として非課税世帯以外の世帯に商品券を分配する補助金として、1世帯8,000円掛ける6,500世帯分及び配付等に要する費用等で5,771万7,000円を追加して11億5,074万4,000円に増額するものであります。財源につきましては、全額国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

次に、款4衛生費では、太陽光発電設備等設置費補助金で193万3,000円を追加して、6億2,090万5,000円に増額をするものであります。全額、岐阜県太陽光発電設備等設置費補助金となっております。

次に、款9消防費では、消防団員の退職報償金として88万3,000円を追加して10億440万1,000円とするものであります。

次に、款10教育費であります。次期校務支援システム業務委託料、外国語指導助手の退職に伴う派遣委託料等で1,072万9,000円を追加し、10億480万8,000円とするものであります。

なお、歳入につきましては、国・県の支出金の増額の予算措置を行うとともに、歳出増額に伴う財源措置として、国・県補助金、委託金、繰越金等で予算措置を行うものであります。

続きまして、議案第34号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,531万5,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

歳出は、国保制度改正により、高額療養費制度の低所得1区分の基準変更に伴うシステム改修委託料であります。

なお、歳入は全額県補助金、特別交付金となっております。

続きまして、議案第35号 令和7年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3

億2,701万6,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

歳出は、通信運搬費55万円で、資格確認書の暫定運用延期に伴う郵送方法の変更で、普通郵便から簡易書留への変更に伴う費用であります。

歳入は、岐阜県後期高齢者医療広域連合からの措置となっております。

以上で提案説明を終わります。慎重審議の上、適切な御決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（井野勝巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これらの案件につきましては、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにいたします。

○議長（井野勝巳君） お諮りをいたします。議案調査のため、明日6月10日から12日までの3日間を休会することとし、本日はこれで散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、明日6月10日から12日までの3日間を休会することとし、本日はこれで散会することに決定をいたしました。

第2日は、6月13日午前10時から本会議を開くことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

散会 午前10時13分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年6月9日

議 長 井 野 勝 已

署 名 議 員 杉 本 真由美

署 名 議 員 安 藤 哲 雄